

令和6年3月定例会 文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年3月4日（月）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和6年3月4日（月）午前9時04分
散 会 日 時	令和6年3月4日（月）午後3時57分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	芝寄 和好
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 4 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 6 号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 7 号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 8 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 1 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 3 号	令和 6 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	小林 宣也
こども未来部副部長	佐々木晴美
こども未来部参事兼	
子育て支援課長	高子 英江
こども応援課長	新島 政博
保育課長	矢澤 潔
子育て支援課副参事	新井 玲奈
子育て支援課副参事	中根 洋子

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村 勝美
健康福祉部副部長	矢澤 欣子
健康福祉部参事兼	
福祉課長	服部 和代
障がい福祉課長	野口 豊和
健康づくり課長兼	
新型コロナウイルスワクチン	
接種推進チーム課長	佐々木志万子
介護保険課長	宮澤 多喜也

吹上支所副支所長兼地域	
グループリーダー(課長級)	竹井 豊
吹上支所市民グループ	
リーダー(副参事級)	川又 敦子

(教育部)

教育部長	齊藤 隆志
教育部参与	上岡 勝
教育部副部長	鳥沢 保行
教育部副部長兼	
学務課長	池田 耕司
教育部参事兼	
生涯学習課長	高橋 和久
教育総務課長	松本 直樹
学校支援課長	若林 朋子
スポーツ課長	川口 修
中央公民館長(課長級)	新井 隆司
教育総務課中学校給食	
センター所長(副参事級)	藤平 健司
学務課副参事	毛利 岳志
学校支援課副参事	杉山 賢次
学校支援課教育支援	
センター所長(副参事級)	中山 尚子

川里支所副支所長(課長級)	吉田 勝彦
川里支所地域グループ	
リーダー(副参事級)	生川 由美

書 記	國島 清文
書 記	小林美奈子

（開会 午前 9 時 0 4 分）

（委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と芝寄和好委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第24号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第26号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第27号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第28号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第29号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第43号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計予算の議案9件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、健康福祉部に係る議案第26号から議案第29号については、関連があるため、一括して審査を行います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、

よろしく願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(潮田) 委員会請求資料として資料請求をしたいと思います。

令和6年度一般会計予算審議に当たり詳細説明を求めますけれども、これ全体にとってもボリュームが多いところであります。ですので、その中で分かりやすくするために資料請求という形を取らせていただきたいと思います。母子保健事業、産後ケア事業のうちショートステイ、宿泊型を中心に、通所型、訪問型の利用料が、これ既に出ている資料ではあるのですが、それではなかなか分かりにくいということで、これを言葉での説明であったりとか答弁であると非常に理解するのが難しいので、表にしまえば、そこを根拠に質疑ができるかなというふうに思いますので、円滑な審議の進行のためには必要と考えますので、この産後ケア事業のところにつきまして、ショートステイ、宿泊型を中心に、通所型、訪問型の利用料が明確になる資料を請求したいと思います。

(委員長) ただいま潮田委員より議案第41号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能ですか。どこまでの資料が提出可能かと、いつまでに提出が可能かということはどうでしょうか。

(こども未来部長) 明日の朝までに。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

潮田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては、明日の朝までに資料の用意をよろしくお願いいたします。

初めに、議案第24号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執

行部の説明を求めます。

（保育課長）おはようございます。それでは、議案第24号、鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明いたします。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、特定教育・保育施設等の重要事項の掲示に関し、従来の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することとされたほか、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改められたことから所要の改正を行うものです。ご審議のほどお願い申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（芝寄）おはようございます。よろしく願いいたします。

頂いている議案第24号資料の中の文言の確認等で、ちょっとご質問させていただきます。資料の中、公衆の閲覧に供しなければならないとあるが、書面掲示に加え、ネットでの閲覧ができることにより具体的に市民に何が有益と考えるのか、執行部のちょっとお考えをお聞かせください。

（保育課長）お答えします。

今までは各施設において、見やすい玄関とか、そういうところに紙媒体で掲示されておりました、一定の方しか閲覧に供することができなかったという部分について、インターネットを利用しまして、公衆の目で広く周知することができるということで、そちらのほうが多くなるかと考えております。

以上です。

（芝寄）では、市民の声を生かした形で今回このような形になったというのが主な理由ということでよろしいのですか。

（保育課長）お答えします。

こちらのほうにつきましては、令和4年6月3日、デジタル臨時行政調

査会決定のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランというものの
中で、書面掲示、目視等に位置づけるアナログ規制について点検、見
直しをすることとするということでこういったものがデジタル化されま
して、広くインターネット等で供して市民のほうに周知するというこ
とになっております。

以上です。

（芝 寄）分かりました。

では、ほかの中の内容のほうから、説明の下のほうで、技術中立性を明
らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め
る、これももう少し詳しく具体的に、どのように変わるのか、もう一度ご
説明をお願いいたします。

（保育課長）お答えします。

今まで現行法上フロッピーディスク等の特定記録媒体で提出を求めるよ
うな規定等が多々ありまして、そういったものに対しまして、様々な技
術の可能性を排除しないためにも、磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ等、そ
ういった準ずる方法という、特定の媒体、手法を前提とせずに、媒体の
種類を示さない、全般的な電磁的記録媒体ということで今回改正があっ
たものです。

以上です。

（芝 寄）今までフロッピーディスクってまだ使っていたんですかという
ことになるのかなということをお聞きします。

（保育課長）当市においては使ってはいないのですが、母体保護
法関係の提出書類の中では、現行法上まだフロッピーディスクの提出と
いうものがあったみたいですので、そういったものをデジタル、アナロ
グを見直すということで、デジタル化するという話で改正があったもの
と聞いております。

以上です。

（芝 寄）そうしますと、もう一回ちょっと今の関連ですが、現在もフロ
ッピーディスクに収めているデータがあって、これは順次変えていくと
いう、そういうことでの受け止め方でよろしいのですか。

（保育課長）お答えします。

委員のお見込みのとおりだと思います。フロッピーディスク等特定の媒体を指定しているものについては、電磁的記録媒体ということで、もう指定はしないという形で捉えていいと考えております。

以上です。

（潮田）今前任の芝寄委員のほうからので私の聞こうと思っていたこと幾つか聞いていただきましたので、まずこれは行政としても管理をするという……まずすみません、最初に、対象は公立、私立、認可外も全て含むものなのかどうかお伺いいたします。

（保育課長）お答えします。

委員お見込みのとおり、保育所等全て、認可外も含めて全てという形になります。

以上です。

（潮田）これは、行政としての管理をするということなのか、行政として管理するのではなく、任意で出してもらおうということになるのか、それによってフォーマットとかの統一とかということとは行われるのか伺います。

（保育課長）お答えします。

こちらのほうにつきましては、広くインターネットにということなのですけれども、実は令和2年6月から国のほうで子ども・子育て支援情報公表システムというものがございまして、そちらのほうで既に各施設の状況については広くインターネットを通して公表している状況でもあります。また、認可外のほうにつきましても、公表できるよう、今現在整備を国のほうでしているという形になっております。

以上です。

（潮田）その公表というのは、各施設が公表するのであって、例えば市のホームページで全部一回で見ることができるということを意味するのかどうか伺います。

（保育課長）お答えします。

市のホームページのほうでは、閲覧のほうはできないような状況になっ

ております。特定の場所に行って見ていただくという形になります。
以上です。

（潮田）今の特定のというのは、それぞれの事業所のホームページを見るということになるのでしょうか。

（保育課長）各事業所のホームページもそうなのですが、そちらを見ていただくか、または以前から運用しております子ども・子育て支援情報公表システムというもので施設を検索していただいて、確認していただくということになると思います。

以上です。

（潮田）そうすると、それはURLとかを市のホームページにも載せて、そこから飛ぶことができるということでしょうか。

（保育課長）そちらのほうのURLは市のほうには載せてはいないので、すけれども、ちょっと今後それらのほうは検討していきたいと思います。
以上です。

（潮田）今お聞きしたのは、今回のこれがインターネットで見られるということの意味というのは、やはり利用者にとって比較検討する材料になるのかなと思いますので、それぞれを見にいくのだったら今までと何も変わらないかなというふうに思っております。

確認をしたいのですが、この重要事項というのが、具体的な運営方針とか、運営の全体のといっても、具体的なものはどのようなものが記載されているものとなるのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

具体的には、先ほど委員おっしゃるとおり運営の方針、それとあと提供する特定教育・保育の内容、あとは利用定員、保護者からの支払いを受ける費用の種類と額等を記したものとなっております。

以上です。

（潮田）それでは再確認いたしますが、既にこれは紙媒体では全てのところが出しているものだから、それを1つにまとめて今後見られるようになるということであって、今回のことで重要事項で記載すべきことが変わるとかということはないということ、単純にアナログがデジタル

に変わるというふうに思っただけということでもありますか。

（保育課長）お答えします。

委員おっしゃるとおり、重要事項の中身については一切変わりはありません。

以上です。

（潮田）この条例改正に伴う予算とかは何か係るもの、システム改修とか、何かそのような予算に少しでも関わるようなものはあるのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

一切特にはございません。

以上です。

（西尾）では、議案第24号について質問させていただきます。

この対象となる事業所数というのは分かりますでしょうか。市内の対象となる事業所数と、それから知りたいのはあと一つ、ホームページを持っていない事業所がそのうち幾つかあるかということがもし把握できていればお伺いします。

（保育課長）お答えします。

まず、事業所の数につきましては、令和6年2月1日現在になりますけれども、特定教育・保育施設が13か所（P.40「公立保育所を含め20か所」に発言訂正）、これは保育所が8か所、認定こども園が5か所、それと特定地域型保育事業が14か所、小規模保育事業が13か所に、事業所内保育所が1か所、以上となっております。

それと、ホームページの確認につきましては、基本的には各書類をもう全てメールで行っておりますので、確実に確認したわけではないのですが、恐らくほぼ全てでホームページ等々をつくっているかとは思っておりますけれども、すみません、確実ではございません。

以上です。

（西尾）私も見た感じでは、恐らくほとんどの事業所がホームページを今持っていると思うのですがけれども、ただ小まめに更新ですとかとなると、どこの事業所もできるわけではないと。やはりそういったことを外

部に委託している事業所もありますし、なかなか小まめに更新できるところは少ないのではないかと考えております。そこでお伺いしたいのですけれども、事業所にホームページがあっても、なかなか重要事項を更新がすぐままならないと思うのですけれども、先ほどお伺いしました子ども・子育て支援情報公表システムにきちんと掲載されているのであれば、こちらだけでも問題ないという認識でいいのでしょうか。それとも、やはりホームページのほうもしっかりと重要情報を常に更新して、最新のものを出品しなければいけないということでしょうか。

（保育課長）お答えします。

国のほうの考えとしましては、既に子ども・子育て支援情報公表システムにおいて公開している場合には、今回の改正法の23条の規定に基づく掲示をしたものとみなされるということになっておりますので、そちらのほうは問題ないかなというふうには考えております。

以上です。

（高橋）先ほどホームページの、例えばインターネットの利用ができない方というのも中にはいらっしゃるかもしれないのですけれども、今のお話ですと紙は完全にやめられてしまうということによろしいでしょうか。

（保育課長）紙面のほうはそのまま残して、加えてインターネットという形になっておりますので、そのまま残ります。

以上です。

（諏訪）では、1点だけお伺いしたいと思います。

重要事項というのは非常に大事なものだと思っておりますけれども、利用する方が実際に保育所などで利用しますという契約をするときに重要事項説明というのが行われるかと思っておりますけれども、その説明に代わるものというふうになりますか。それとも、重要事項説明は今までどおり行うということによいのかどうか伺います。

（保育課長）重要事項説明につきましては、紙面のほうも行います。今までどおり行うものと考えております。

以上です。

(委員長) それでは、ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(介護保険課長) それでは、議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、介護保険法の規定に基づき策定した第9期介護保険事業計画に伴いまして、第9期事業計画期間における65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料段階の多段階化及び介護保険料率の改正について定めるものでございます。

最初に、保険料率についてご説明させていただきます。その内容につきまして、現在の基準月額5,200円を5,800円に改定させていただくものでございます。

それでは、その内容について、本日お手元にお配りした3枚の資料を基にご説明したいと思います。まず、議案第25号関係、委員会資料1、第

8期、第9期、介護保険料率比較表を御覧ください。左から第8期、第9期、それと国から示された国標準を並べた形で作成させていただきました。真ん中の第9期の部分を御覧いただきたいと思います。その真ん中辺り、第5段階、5,800円、1.0、6万9,600円となっております。この第5段階が基準額となります。割合と書かれた列を御覧ください。この基準額をベースとして、低所得者に対しましては軽減割合の掛け率に乗じて、低所得者への介護保険料率について配慮しているものでございます。一方、一定以上の所得がある方、第6段階から14段階までの方につきましては、加算割合を乗じて保険料を増額していくわけですし、基準額の第5段階より低い掛け率で低所得者の方の段階を設定する場合は、所得の高い方のところを高い掛け率にして負担をお願いするという仕組みになります。

ここで、第1号被保険者の介護保険料の多段階についてご説明いたします。こちらの案で示しているとおおり、第8期では10段階の設定としましたが、第9期では14段階の設定といたします。これは、第9期の介護保険事業計画策定に当たり、国から介護保険制度の持続性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能、具体的には標準段階の多段階化、高所得者での標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的で、第13段階を標準とする保険料段階が示されたためです。国は13段階を標準とする保険料段階で、本市は14段階としたところですが、本市の特徴として、第2段階のところですが、国標準では0.685でございますが、本市では0.585に下げております。その理由ですが、第8期でこの区分の方々の国標準は0.5（P.40「0.75」に発言訂正）となっておりますが、本市では低所得者の方の配慮として基準額を下げた0.65といたしました。第9期においても現状より掛け率が高くならないように配慮すること、低所得者の方に引き続き配慮するために、0.1基準額を引き下げることとしたものです。先ほど申し上げましたとおり、このような低所得者対策をするのであれば、その分をどこかで補うことが必要となります。その部分として国標準の第13段階を合計

所得1,000万円を区切りとして2つに分割して第14段階を設定し、割合を2.6としたものであります。

続きまして、第9期の保険料の基準月額が5,800円となった、その要因をご説明させていただきます。議案第25号関係、委員会資料2、人口推計、要介護、要支援認定者数推計段階別人数が記載された資料を御覧いただきたいと思います。具体的に人口の状況を見ていただきたいと思います。一番上の表が、本市の人口や第1号被保険者の推計でございます。本市の人口は、減少傾向となっております。一方で、団塊の世代が高齢化することにより、高齢者人口である第1号被保険者は、令和6年度は3万6,453人で高齢化率31.1%、令和7年度は3万6,635人で31.3%、令和8年度は3万6,772人で31.5%に増加すると推計いたしました。3年間の第1号被保険者数は、合計で10万9,860人となります。また、その下の要介護、要支援認定者数推計ですが、令和6年度から令和8年度にかけて3年間で563人の増加が見込まれ、令和8年度末では5,254人になると推計いたしました。

次に、議案第25号関係、委員会資料3、第1号被保険者の介護保険料の算定を御覧ください。まず、上から6行目、Eの第1号被保険者が負担する割合は23%で、第8期と変わりありません。

次に、F、調整交付金ですが、これは国からの交付金となります。標準の調整交付率は5%ですが、調整交付金は市町村間の保険料基準額の格差を是正するために、75歳以上の後期高齢者の加入割合や所得分布状況により国で決定されます。第8期は0.67%と見込み、第8期の実績は令和3年度は0.1%、令和4年度が0.27%、令和5年度は0.64%となる予定でございます。第9期では、国がこの調整交付金の算定方法を見直す予定となっております。その結果、介護保険料の算定に使用した地域包括ケア見える化システムなどの試算の数字を参考に、平均で約0.3%と見込んでおります。

次に、J、保険者機能推進強化推進交付金についてですが、これも国からの交付金でございます。平成30年度から始まった交付金で、市町村が行う自立支援、重度化防止の取組に対して、評価指標の達成状況に応じ

て交付されるものでございます。

次に、一番上の A、標準給付費見込額についてご説明いたします。標準給付費の見込みにつきましては、令和 3 年度と 4 年度の実績と令和 5 年度の見込み、介護報酬の改定、3 年間の平均 1.59% の増を加えて、必要となる令和 6 年度から令和 8 年度までの介護給付費や介護予防給付費などの各サービス費を 3 年間それぞれ年度ごとに算出いたしました。これにより、標準給付費見込額は合計で 286 億 3,434 万 2,000 円となりました。その下の B、地域支援事業費見込額につきましては、介護予防、生活支援サービス事業、在宅医療介護連携推進事業や認知症施策推進事業などの費用を 3 年間それぞれの年度ごとに算出いたしました。地域支援事業費は合計で 15 億 2,598 万 8,000 円となりました。

それでは、保険料の算定方法について詳細をご説明させていただきます。初めに、A、標準給付費見込額と B、地域支援事業費見込額の 2 つを合計したものが D の 301 億 6,033 万となります。この額に先ほどご説明した E の第 1 号被保険者負担割合 23% を掛けた額が、第 1 号被保険者負担分相当額 69 億 3,687 万 6,000 円となります。

次に、F の調整交付金相当額 14 億 7,187 万 4,000 円ですが、A の標準給付費見込額と C の介護予防・日常生活支援総合事業費見込額の合計の約 5% となります。これは、見える化システムで算定された仮定の数字でございます。

次に、G の調整交付金見込額ですが、F と同様に A、標準給付費見込額と C、介護予防・日常生活支援総合事業費見込額に、先ほどご説明した調整交付金交付見込み割合、約 0.3% を乗じたもので、9,112 万 2,000 円となります。この額も、見える化システムで算定した調整交付金の交付見込額となります。F の調整交付金相当額と G の調整交付金見込額との差額 13 億 8,075 万 2,000 円については、第 1 号被保険者保険料での負担となります。

H、財政安定化基金償還金につきましては、本市は埼玉県のこの基金からの借入れを行っておりませんので、ゼロ円となっております。

次に、I の準備基金取崩し額を 2 億 4,000 万円、J、保険者機能強化推進

交付金等の交付見込額9,000万円としまして、K、保険料収納必要額は、式に当てはめますと79億8,762万8,000円となります。

次に、下の表を御覧ください。2行目のL、予定保険料収納率を99%と想定し、第1号被保険者数10万9,860人の段階別人数を、基準額に対する段階別の割合0.455から2.6までで補正し、Mの弾力化をした場合の補正後被保険者数11万5,922人を算定いたします。

最後に、Mの欄の式に基づきまして、Kの保険料収納必要額79億8,762万8,000円をLの予定保険料収納率99%で割って、Mの補正後被保険者数11万5,922人で割り、さらに12月で割りますと保険料基準額月額は5,800円となります。これにより第9期の保険料基準月額を5,800円とし、基準となる第5段階の方の保険料の年額を6万9,600円とさせていただくものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（西尾）では、議案第25号について質問させていただきます。

まず、年金から保険料を天引きされていない普通徴収の被保険者の方々の人数と、それから滞納者数の人数というか、割合が把握できていればお伺いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時43分）

（開議 午前10時00分）

（委員長）休憩前に続き会議を開きます。

（介護保険課長）申し訳ございません。先ほどの西尾委員の質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、普通徴収の人数なのですが、特別徴収と普通徴収の割合は9対1で見込んでおりまして、普通徴収につきましては3,647人の人数で積算をしております。

それと、滞納者の人数なのですが、滞納繰越分として過年度分滞

納、普通徴収の中で滞納している方につきましては、251人の方が滞納されております。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

（西尾）承知いたしました。

では、次の質問をさせていただきます。保険給付費準備基金についてですけれども、委員会資料③でいうとⅠになりますけれども、例えば単純に比較しますと、昨年度の保険給付費準備基金からの繰入れと、それから今年度の予定、令和6年度の予算を見ますと、前年度よりも単純比較して基金からの繰入れが2億6,430万8,000円減っております。この第9期、令和6年度から、6、7、8の第9期における保険給付費準備基金からの繰入れの計画、方向性、どのようにされるのかお伺いします。

（介護保険課長）準備基金につきましては、3年間の計画の中で基金を投入するものでございまして、1年目につきましては当然被保険者数が少ないので、その分基金額が少なくなる。だんだん比例して2年目、3年目という形で多くなって、基金を投入していくものでございます。ですから、今委員ご質問の当然令和5年度につきましては、計画の最終年ですので、多い金額が投入されておると。令和6年度につきましては、計画の最初の年度なので、金額的には低い金額ということになっております。ですから、それを3年間トータルで今回2億4,000万という金額を投入する計画になっておりますので、6年度は1,300万程度の予算を積算させていただきますけれども、7年度、8年度につきましては、そのときの給付状況、そのときの予算執行状況、予算の見込み状況に応じまして適切な金額を準備基金として予算を積算したいと思います。

以上でございます。

（高橋）では、議案第25号について質問させていただきます。

丁寧な説明ありがとうございました。こちらの人口だったりとか高齢化率によって、今回はこの算定されたのを見受けると、どうしてもやはりこの600円上がってしまうというのは致し方ないのかなというのは理解できたのですけれども、例えば市町村ごとにやっぱりこういったところで、人口だったり高齢化率によって金額が違うと思うのですけれども、

埼玉県で例えば鴻巣というのは大体どれぐらいの金額、順位的にいうと高いのかな、低いのかなというのがもし分かるようでしたらお伺いいたします。

（介護保険課長）こちらにつきまして、全ての市町村が今議会で上程中ですので、細かい数字は把握はしておりませんが、２月時点で確認した時点では、埼玉県では県平均では5,700円ちょっと超える程度なので、鴻巣市につきましてはおおむね平均、真ん中ぐらいなのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。そうしましたら、これって例えば４年に１度ですよ、改定……３年に１度。３年に１度改定になると思うのですけれども、３年後にまた上がってしまうのかなってやっぱり市民としては不安になると思うのですけれども、高齢化率上がってしまうというのはなかなか難しいと思うのですけれども、そこを抑えるというのは難しいと思うのですけれども、では要介護、要支援になる方を増やさないということが、元気な高齢者を増やすということが、介護保険の金額を上げないということの一つにもなるのかなというふうに思うのですけれども、例えば介護予防の事業、のすっこ体操とかあるではないですか、そういうものとかというのも工夫されて、やっぱりこれ以上増やさないようにみたいな感じで、そういうところもやっていらっしゃるのでしょうか。

（介護保険課長）今高橋委員のご質問のとおり、介護予防につきまして、確かに一生懸命やれば介護保険料が上がらないので、鴻巣市につきましてははつらつ健康スタジオを精力的にやっております、体を動かして少しでも皆さんが介護予防のほうに寄与しているように一生懸命やっております。究極的に、とはいいいましても、でも鴻巣市も高齢者の中でも本当に後期高齢者がどんどん多くなってくると必然的に、運動してくださいといってもなかなか難しい局面もありますので、それは正直なかなか難しいところではあるのですが、介護予防につきましても今後力を尽くしまして、介護保険料が少しでも上がらないように努力していきたい

と思います。

（高橋）これからちょっといろいろ多分高齢の方とかもいろんな不安があると思うのです。そういう介護保険の金額上がってしまうかなとか、いろんな社会情勢的にも生活も苦しくなってきたりとかという、そんな不安の中、例えば市町村によっては一般財源から充てていらっしゃるどころとかもあると思うのですけれども、そうしたところというのは鴻巣市というのも今後ご意向はあるのかどうか、最後にお伺いします。

（介護保険課長）介護保険の財源につきましては、国、県、市、被保険者の負担割合が決められているので、基本的に市から、市からも当然法定割合で繰出金がございますけれども、それ以上の法定負担を繰り入れてやるということは法律的に難しいので、例えば国が法律を変えて財源割合を変えない限り、これ以上市からの負担が増えるということはありません。

（芝寄）考えていた質問は大体資料で分かったので、1点だけお伺いしたいと思います。

この様々な計算式で5,800円、6万9,600円というふうな算定だというふうに説明受けたのですけれども、今現在年間6万2,400円基準値のところ、前任者の質問と重なるところもあるのですけれども、近隣市町村と比べると、北本のほうがこの辺では鴻巣より安い。熊谷、行田等は鴻巣のほうが安い、向こうのほうが高いということで、同人口の加須に至っては約1万円高い7万2,000円って基準値になっているのですけれども、今回もそうなののですけれども、基準値を決める、算出したに当たって、最終決定するに当たって、近隣市町村とこの数字もちゃんと調べて、やはりそういうところで落としどころって決めて決定したりするものなのでしょうか、まずはそこをお伺いします。

（介護保険課長）基本的に介護保険の保険料につきましては、ご説明をしたように過去3年間の給付額で今後の伸び率、鴻巣市だと例えば今後施設ができる、3年間でどのくらいができるかということになりますので、基本的に他市を参考にして介護保険料を最終的に決めるものではございません。でもただし、やはり近隣他市ですので、同じような高齢化

率、もしくは地理環境もありますので、他市につきましては担当者時点で情報交換をしながら、算定の情報交換をしながら算定していることは事実でございます。

以上でございます。

（潮田）今前任者の質問であつたりとか、またはこの資料がすごくよく分かりやすくなっておりましたので、いいのですけれども、この議案第25号関係、委員会資料の③の（A）標準給付費見込額というところがありますけれども、これ自体の計算根拠、どういうものからこの標準給付費見込額というものが出るのか、まず伺います。

（介護保険課長）それにつきましては、3年間の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、要するに介護保険で使う高額介護サービス費、介護保険特別会計で使う給付費全てを、3年間分見込んでこの金額を算出していることになります。

以上でございます。

（潮田）すみません。私がお聞きしたかったのは、今、前任者の質問でもありましたけれども、近隣の市町村と比べて鴻巣市との比較というか、どこもみんな高齢化はある、給付するのもそれほど変わらない。だけれども、鴻巣市の特徴というか、ほかと比べて出てくる部分というのがその給付費のところで、要は鴻巣市、私が思うのは、他の市町村に比べて特別養護老人ホーム多いかなというふうに思っております。またこれからもう一つできるというのも聞いております。そういった特養とかがあると、この給付費というところが、他のそういった施設を持っていない、例えば和光市とか全然特養とか持っていないわけですがけれども、そういうところとの違いが反映されるのかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

（介護保険課長）委員ご指摘のように、鴻巣は比較的施設、特別養護老人ホーム等が他市に比べて多いですので、いわゆる施設給付費については、鴻巣は他市に比べて割合的には多く算定されていることになっていると思います。ですから、通常地域包括ケアシステムで在宅給付費のほう、施設がなければ当然施設給付費はそんなにはないと思うのですけ

れども、鴻巣市は施設給付費が多い。でも、裏を返すとそれだけ鴻巣については施設整備が堅調であったという見込みもありますので、その辺は各自治体の特徴によって、標準給付費はそれぞれの自治体の特徴によって算出されていることになっております。

以上でございます。

（潮田）今答弁のありました施設給付費については、特養の場合はそこに住所地があって、ほかから来た方の場合は住所地特例がありますけれども、それ以外の場合でも施設給付費というのが、例えば特養以外でも関わるのは、施設給付費の中ではこういった事業所があるのでしょうか。

（介護保険課長）施設給付費につきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院が３大施設となっておりますので、その部分の施設で使われている給付費が施設給付費として積算されることになります。

（潮田）そうすると、特養と老健も入るということ。そうしますと、介護計画の中で当然今後の鴻巣市の体制を整備すると同時に、それはイコールまた介護保険料は上がるということ、全部すぐに反映するというのではないけれども、それはちゃんとそこがあっての今回改定の部分でも、今回も月額、当然それは年額上がるわけですがけれども、そういったことというのがなかなか皆さん分からないと思うのです、市民の方にとっては。ほかの市町村と同じはずなのに、何で鴻巣だけ高いのだとかというような声とかというのがあるかと思うのですけれども、ほかに何か鴻巣市が今回の保険料改定において、ほかと何か特筆すべき、よくも悪くもですがけれども、何かありますでしょうか。

（介護保険課長）特筆するべきとして、鴻巣市のいい点なところでいきますと、鴻巣では要介護認定率が県内他市に比べてやっぱり低いので、その分、先ほどのご質問もありましたけれども、介護予防なり皆さんが自覚して、介護にならないような形で要介護認定者数が今のところ低いので、それにつきましては鴻巣市の大きな特徴なのかなとは思っております。

それで、先ほど潮田委員がおっしゃった、施設が増えれば給付が増える

のではないかというご指摘なのですが、でもその分施設をお待ちになっている施設待機者数もいらっしゃいますので、その辺のところも含めてどういうふうになるかというところもありますし、あと令和6年度、来年度につきましては、看護小規模多機能型居宅介護という、近隣でもあまりない、こういうサービス類型につきまして整備されるということも算定する上での大きな特徴だと思います。

（潮田）今年の4月からオープンするところの、近隣にあまりないというのも含めまして、ちょっとその情報が細かい、どういったものなのか、多機能の地域密着の介護の、いま一つよく分からないのですけれども、この新しくできるところについても当然施設給付費が入るわけですが、これは新たなもの、近隣にあまりないもの、これ全国の中でもそれほどまだないものかと思うのですけれども、少しそれがどういうものなのかご説明いただけますでしょうか。

（介護保険課長）そちら看護小規模多機能型居宅介護、医療と介護が連携して、例えば泊まりと訪問と通いという3つの機能を多機能で、かつプラス医療の今度の見守りとかも含めてそういうのも入る、医療の機能も入るという、医療と介護が連携した、介護版では小規模多機能型居宅介護というのがあるのですが、それに医療がプラスされたものとしてイメージしていただければ結構かと思います。

以上でございます。

（潮田）そうすると、今鴻巣市内も小規模多機能ってありますけれども、そこに医療が入る。今後、それでは、先日委員会としても在宅診療のことを勉強させていただきましたけれども、今後国としてはそういった介護のところに医療が入るということを、国としてもそういう考えがあるということのまず第一歩というふうに考えてよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）医療と介護の連携は、高齢者の方は医療と介護が表裏一体なものですから、その連携というのは必ず大きな課題であるし、この連携につきましては国のほう、各自治体のほうにつきましても推進しておりますので、今後このような流れを当然継続していかなくてはいけないとは思っております。

（諏訪）では、議案第25号について質問させていただきます。

第9期の計画ということで、もう既にホームページなどではこの9期の計画、詳細にわたってもちろん公表されましたし、パブリックコメントを求められて、今回は11件パブリックコメントがあったということでございます。その内容も公表されておりますけれども、やはり非常に介護については市民の間で関心が高いと思います。実際に介護保険を使う方、またそのご家族にとってはやはり大変なものだなというふうに思います。そのパブリックコメントの中でも一つございました。所得の段階を10段階から15段階にしてほしいというような要望も入っております。国のほうからも段階を増やす、その一つ目的が低所得の方の保険料を上げないためということのようなのですけれども、実際今日資料を拝見させていただきまして、確かに割合としては低所得の第1段階の方、0.5の割合を0.455、国のものより若干低くなっていますし、8期から比べると少し低くなっているということではあるのですけれども、実際に払うのは値上がった分ですよ。保険料でいいますと1万8,800円が1万9,900円、率は下がっても額が上がると。これ全世帯上がるような内容となっております。もちろん所得の高い方には、今まで打ち止めとなっていたものがさらに高い保険料が課せられるということになるのですけれども、介護保険、もう既に23年、24年でしょうか、なりますけれども、当初の介護保険料から比べると約2倍以上となっております。大変な負担がやはり介護保険については課せられているなというのが実感だと私思っております。

それで、まず最初に第8期計画の最終の基金残高を伺いたいと思います。

（介護保険課長）第8期は、最終的に約3億5,000万円ほどの基金残高が残っております。

（諏訪）約3億ちょっとということでございますけれども、この基金を全額繰り入れたとして、保険料がどのぐらい安くなるのかを伺いたいと思います。

（介護保険課長）全額というか、今回ちなみに準備基金からの繰入れ2億4,000万円を投入する予定で、当初は5,974円が5,800円で174円減をす

るという形になっておりますので、もし残りの１億円相当を投入しますと、その割合に応じてもう少し、5,700円ちょっとの金額になるかと思えます。

（諏訪）基金が、２億4,000万円が３年間で繰入れする予定であっても、１人の保険料というのは174円安くなるだけだということがただいまのご答弁でありました。そうしますと、基金に頼るわけにはいかないというのが今の介護保険制度の実態ではないかと思えます。保険料そのものが第１号被保険者と、あとは第２号の方もありますけれども、で賄うということ自体が、やはり制度上の大きな問題なのかなと思っております。先ほども保険料の設定に対しては国、県、あとは被保険者ということではございましたけれども、これを被保険者に値上げを求めるのではなく、やはり国、県がしっかりと補っていかざるを得ない制度ではないかと思っております。

では、次の質問としましては、法定外繰入れを今回どのくらい見込んでいるのか伺います。

（介護保険課長）法定外の市の繰入れにつきましては保険法の外ですので、見込んでおりません。

（諏訪）法定外繰入れ、一般財源から繰り入れるというのは以前はずっと行ってきたと私は思っておりますけれども、行わないというのはなぜですか。

（介護保険課長）法定外繰入れにつきましては、介護保険につきましては法定外繰入れという制度がございませんので、過去ちょっとそういったことはなかったというふうに認識しております。

（西尾）高橋委員と諏訪委員の質問に関連する形で１件質問させていただきます。

念のためお伺いします。一般財源からの繰入れについてなのですが、国の求める市町村の負担割合を超えて一般財源から繰り入れてはならないということを先ほど答弁の中でお聞きしましたけれども、それを超えてしまったら法的に違反するとか、そういった根拠があれば、それをお伺いしたいと思います。

（介護保険課長）お答えいたします。

過去国からの通知で、法定外を市から繰り入れるということは好ましくないというふうな国からの通知が出ております。

（西尾）国からの通知で、好ましくないということで国から通知が来ているということですが、実際に私のちょっと調べた限りでは、一般財源から繰り入れて今回の値上げを抑制するということもあるように聞いております。ですので、今後鴻巣市としては一般財源からの繰入れは行わないという方向性は変わらないか、念のためお伺いします。

（介護保険課長）基本的には変更する予定はございません。

（委員長）ほかに大丈夫でしょうか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

介護保険事業計画の第9期、令和6年から8年度の介護保険料を定め、同時に所得段階を4段階増やすものです。本市における介護保険料の基準額は、月額5,200円から5,800円となります。月600円の引上げです。令和2年度における本市の基準額は4,800円でした。ということは、僅か5年足らずで基準額が800円も上がることになります。物価高で年金生活者は、既に厳しい暮らしを強いられています。そこにさらに追い打ちをかけるような介護保険料の引上げです。保険給付費準備基金から、また一般会計からの繰入れを活用して保険料の引上げを抑制すべきとの立場から、本議案に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

既に高過ぎる介護保険料がさらなる負担増となることです。行うべきではないと思います。むしろ負担軽減を実施すべきです。第8期計画の最終基金残高は、約3億円の見通しだそうです。全額投入しても第9期保険料の引上げが見通せない、そういった状況です。国庫負担割合を引き上げることがを要請をしながら、市民の暮らしを守るための保険料であってほしい、その思いで反対といたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号から議案第29号までの4件について執行部の説明を求めます。

（介護保険課長）それでは、議案第26号から議案第29号について一括してご説明いたします。

令和6年度より第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画がスタートするに当たり、認知症の高齢者や単身高齢者の増加など介護ニーズが増大、多様化し、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに2040年を見据えて地域包括ケアシステムの深化、推進、自立支援、重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性、持続可能性の確保を図るために厚生労働省が定める基準省令が改正されたことにより、条例を一部改正するものでございます。

議案第26号と議案第27号については、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護、定員が18名以下の

地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定員が29名以下の介護老人福祉施設等といった原則鴻巣市民のみが利用できるサービスを提供する事業所に関する基準を規定するものであり、議案第28号と議案第29号については、要支援1、2の方のケアプランを作成する指定介護予防支援事業所と、介護1から介護5の方のケアプランを作成する指定居宅介護支援事業所に関する基準を規定するものになります。

主な改正内容は、高齢者虐待防止の推進の観点から、小規模多機能型居宅介護事業所等の多機能系サービス事業者について、虐待の発生またはその再発を防止するための措置、具体的には虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを講ずること、指定介護予防支援事業者を除き管理者が兼務できる他事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には同一敷地内ではなくても差し支えない旨を明確化すること、全ての事業所の運営規定の概要等の重要事項については、原則として事業所内で書面表示を求めていることに加え、インターネット上で情報の閲覧が完結できるようウェブサイトに掲載、公表しなければならないこと、居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ業務効率化を進め、人材を有効活用するため、介護支援専門員の員数について、利用者35人ごとに1人であったものを利用者44人に緩和すること等でございます。

なお、施行日は一部を除き令和6年4月1日でございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（西尾）では、議案第26号……全部言ったほうがいいのですか。

（委員長）一問一答なので、順番で大丈夫です。26号が終わったら、27号に行くということで大丈夫です。

（西尾）全部まとめてになってしまうのですけれども。

（委員長）では、まとめてで大丈夫です。

（西尾）議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号について、まとめてになりますけれども、順番に質問させていただきます。

今回の条例改正に当たり……すみません、失礼いたしました。これ議案第41号の質問の通告に入れてあるのですけれども、こちらで質問させてください。本市における居宅介護サービス事業者の数と直近3年の推移を伺います。

（介護保険課長）居宅介護サービス事業所につきましてはあしたご質問いただくとおっしゃって、まだちょっと精査中なのですけれども、今回のご質問の第29号の居宅介護支援事業所につきましては、令和3年4月1日以降、30か所、31か所、29か所というふうに推移してございます。

以上でございます。

（西尾）今回の条例改正で、幾つか小規模事業者にはかなり負担なことが出てくるとおっしゃいます。例えばインターネット上での情報の閲覧が完結するように、先ほどもお話が出ましたが、デジタル原則に基づいて、介護サービス事業者に従来の書面提示に加えて重要事項を法人のホームページや情報公開システムに掲載することが義務づけられます。これは、適宜情報更新も必要になってまいります。先ほどの保育所などと違って、やはり小規模事業者、特に働いている方々も年配の方が多いような小規模事業者も多いと考えられます。こういったところには非常に負担が増えることになります。また、感染症や非常災害の発生時におけるBCP、業務継続計画の策定なども入ってきますし、それから既存のLIFEというシステム、こちらのほうあまり現在事業者の方々が活用しているということは伺っておりませんが、こちらのLIFEへの入力なども負担になってくるとおっしゃいます。小規模居宅介護支援事業者には、特に事務作業が非常に多く発生するのではないかと思います。

そこでお伺いします。今回の条例改正に当たり、市として特に小規模事業者を対象にした支援や補助はどのようなものを用意しているか伺います。

（介護保険課長）今回の制度改正につきまして、この制度を改正することとは基本的に利用者の方の利便性というか、安心、安全を担保す

るものとして我々認識しておるのですが、基本的に介護保険課につきましては事業者担当がありますので、小規模の事業所につきましては、今西尾委員ご質問があったようなところにつきましてもきめ細かく適宜対応していきたいと思っております。

（西尾）先ほどお伺いしました今回対象となる小規模居宅介護事業者ですけれども、直近では数が減少しているとお伺いしました。お伺いしたいのですけれども、市としてこういった市内の事業者に、大変だとは思いますが、小まめに聞き取りをして回ったり、実態、どのようなことが今大変か、どのようなことをしてもらいたいかというような要望を回ったりして聞いたりはしておりますでしょうか。

（介護保険課長）居宅介護支援事業所につきましては基本的に介護支援専門員、ケアマネさんでございますので、ケアマネさんにつきましては様々な過程で介護保険課窓口等に今お越しいただきます。そのときに必要とあれば情報交換もいたしますし、居宅介護支援サービス事業所につきましては市町村が指定権者なので、定期的に事業所のほうにご訪問させていただいて、実地指導等で意見交換、もちろん指導だけではなくて、実情を把握させていただきながら、きめ細かく対応させていただいております。

（芝寄）では、頂いている資料の中で、1、要旨、2、主な内容の中の文言の確認と補足説明等、ちょっと質問させていただきます。

事業所内の書面提示に加え、原則ネットでの掲載を義務づけるということになっていますが、義務づけということは、やらなければいけないということだと認識しておりますが、これを市はチェックを全て行っていくということ、どこかがチェックするものなのか、そこの辺をちょっと詳しくお願いいたします。

（介護保険課長）基本的に義務づけですので、先ほど申しました事業者指導とか事業者連絡会等で確認をする予定にはなっております。もちろん先ほどもご質問があったように、なかなかインターネット環境がそろわないでどうのこうのというところにつきましては、きめ細かく意見交換しながら、基準に沿うようにきめ細かく対応していきたいと思っております。

（芝 寄） きめ細かく対応ということは、その情報が上がってきた時点でちゃんと話し合って、掲載できるように指導するという、そういうことでよろしいのですか。もう一度お願いします。

（介護保険課長） 基本的にやはりどの事業所も制度にのっとるように適宜対応するようにいたします。

（芝 寄） では、2の主な内容の中のウのところ、身体的拘束の記録を義務づけるものとなっていますが、まず今までそのようなことがあったのか、ないのか、そういうことを市としては把握していたのか、いないのかも含めて、その辺のことをお聞きしたいと思います。

（介護保険課長） 身体的拘束につきましては事業者指導といったところで、確認事項であります。基本的には過去確認している範囲ではないのですが、先日グループホームでしたか、どうしてもこういった事情があったので、1件このような事情で行ったという報告は承っておりますけれども、その報告を承るときに、基準にのっとって適切にやったというふうに我々は判断させていただきました。

以上でございます。

（芝 寄） では、今後そのことを報告を義務づけるということにより、まず何が変わるのか、現場サイドとしても報告することによってそれができるといえるのか、進められる、どう変わっていくのか、ちょっとその辺をもう少し詳しく、義務づけることによって。

（介護保険課長） 今回の制度改正で義務づけという言葉がありますがけれども、基本的に介護職員の方、介護に従事されている方につきましては、身体拘束するということは利用者の方の人権を著しく損なうものですので、理念的にもうそれはしてはいけないのだということで、恐らく介護職員の方につきましては思っていらっしゃると思います。それがもしどうしても必要な場合は、一定の手続等、事業所全体で検討した上でそれを行うということで、例えば記録とかも適切に整えるということで義務づけ化になっていますので、いわゆる一般的な第一線の介護職員の方につきましては、人権問題ですので、やたらめったら身体拘束を行うということは基本的には今まででもなかったもので、あまり大きな負担ではない

のかなとは認識はしております。

（芝 寄）では、もう一回お願いします。

それ義務づけ、報告が上がった時点で、市とすれば、それはいいよ、駄目よと、そういうふうに判断するものなのでしょうか。

（介護保険課長）報告までは求めているのですが、基本的に我々が実地指導とか行ったりした際に当然記録が残っているかどうかを義務づけになると。もちろんこういった規定がありますので、先ほど私がお話したことにつきましては、先ほど意見交換の中で先日こういうことがあったので、ちょっと身体拘束をこういった事情でさせていただいたということで報告というか、事業所のほうからですね。こういう問いかけをしましたので、基本的にそういう身体拘束を行ったということの記録とかを義務づけをしたと。当然我々がもし実地指導とかを行った場合は、記録がありますかと見させていただきますので、そちらで確認することになります。

（芝 寄）では、（２）のウの説明の中で、在宅医療を担う医療機関等の連携体制の構築のための見直しを行うものとあるが、具体的にどのようなことを見直すのか、お願いいたします。

（介護保険課長）基本的に先ほどのご質問もありましたけれども、医療と介護の連携をより強固にするというか、今回確認するということもありまして、例えば高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、すぐに協力医療機関が医師または看護職員が相談を行う体制を常時確保しているとか、診療の求めに応じた場合に診療を行う体制を常時確保していることということを、協力医療機関との連携体制を構築するように見直しを行ってくださいというふうな規定でございます。

（芝 寄）エのところで確認、新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めるとありますが、これは取決めをしなくてもいいというふうに解釈も取れるのですけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）今のご質問については新興感染症、いわゆる新型コロナ等も想定されると思うのですが、基本的にはこちらの医療機関との連携が第二種協定指定医療機関ですので、なかなかそれに対応する医療機

関等もないかもしれないし、複数の医療機関でも可能とありますので、当面努めるということで、努めるというふうな規定になっております。

（潮田）前任者がいろいろ聞いてくれましたので、少し通告というか、お伝えしていた部分ではなくてになりますけれども、今回の26号から29号までの条例改正の目的、細かい文章ありますけれども、それぞれの目的、大きくやると先ほどの答弁の中で、利用者の安心、安全のためということでありましたけれども、それぞれ利用者のための安心、安全のため、安全の確保というか、そういうことでよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）今回の改正によって、今潮田委員ご質問のように利用者の安心、安全なサービス利用につながるということが1点と、あと細かい規定とかで、勤務される職員の方にとっても介護現場の生産性の向上を図る規定もちりばめておられますので、勤務される職員の方にとっても働きやすい職場環境になるというふうになるのではないかとというふうに認識しております。

（潮田）今の答弁でありました働きやすいというのが、確かにこの条文からするとそれは分かるのですけれども、現実問題はなかなか人材確保のほうを追いつかなくて、こうやって条例が変わったとしても、現場はもっと大変になるのではないかなという懸念があります。

まず、身体拘束につきましては、先日も看護師さんの方といろいろ話をする機会がありました。看護業界としては、これとても怖いというか、現実問題はこんなふうに国のほうが言ってきたとしても、本当に現場は大変なのだという話を聞いております。今回のこういったことに関して、市のほうで介護の現場であったりとか、看護の現場であったりとか、そういったような現場からの声とかというのは何か上がってきているものって、これは今回初めて上がるものですが、当然国からの流れがあつてのものですから、現場の方からの声って何か聞いていらっしゃるものってありますでしょうか、身体拘束に関して。

（介護保険課長）この改正について特に現場のほうから目立った意見等は聞いてはいないのですが、先ほども身体拘束、1件ちょっとこういった事情で行ったということで、自主的に私どものほうに話をいただいた

ように、やはり潮田委員おっしゃるとおり、身体拘束も含めて利用者への対応というのはかなり介護事業所、介護職員の方、きめ細かく利用者の人権に沿って行っているというふうに認識はしております。

（潮田）あとは、前任者の質問でもありました、在宅医療を行う医療機関との連携体制の見直しも行うというところについてですけれども、これ先ほどの1つ前の条例のほうでも確認させていただきましたけれども、医療との、在宅医療を行う医療機関との連携が今後介護のほうでもすごく重要になってくるわけですが、これに対して国としては何か予算をつけてくれるとかというようなのは、示されているものはあるのでしょうか。

（介護保険課長）取りあえず特別に確かにはないのですが、でもただし地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業ということで今でも各種のメニューがございますので、それに基づいて市として適切なものを生かして、今後対応していきたいと思います。

（潮田）在宅医療については特別ないということでありましたけれども、今回の26号から29号までに当たって、もしも明確な部分で国から示されている、こういった事業費が出るとかというような予算の、この条例当然鴻巣市だけがやるわけではなくて、国からのものでありますので、これを上げるに当たって、それに関連しての予算を示されるというようなことはあるのでしょうか。

（介護保険課長）今回の議案につきまして関連する予算につきましては、確認している範囲では、特にございません。

（潮田）私が一番心配しているのは、こうやって条例が変わったとしても現場の人たちは、条例上はきれいごとではなるけれども、現場はもっと大変になるのではないかなという心配をしているところでありますが、現状の常任の介護支援専門員の配置と人員基準の見直しが本市ではどのような状況、現状の数字と、あと今後この変わることでどのような状況になるということが想定されるのか伺います。

（介護保険課長）人員基準につきましては、今の国が示している人員基

準等で鴻巣も特に変わらないですので、基本的にいう3対1基準というので一応人員基準につきましては設定しておりますので、今後、今回の制度改正によって、それに基づきましてやはり鴻巣市としても対応していきたいと思います。

（潮田）人は足りるのでしょうか。

（介護保険課長）介護職員だけに限らず、どの業界も多分今人員不足ということで社会的な問題になっているかとは思いますが、介護業界につきましても、なかなか人員が厳しいというようなお話も、担当者レベル、我々レベルのところでも来ているのは確かに事実でございます。でもただし、基準にのっとって、やはりそれにのっとらないと介護利用者の方の安全、安心が守れないので、それにつきましては行政としても今後努力していきたいと思います。

（諏訪）では、議案第26号から29号までの4件で質問させていただきます。

まず、26号の中で、文言が同一施設内を同一敷地内に変更するというものなのですが、この施設内と敷地内の違いというのはどのように、具体的に教えていただきたいと思います。

（介護保険課長）例えば同一施設内ですと、同じ事業、例えば訪問介護とかデイサービスとかを同一施設内で行っているところにつきましては、それは同一施設内だと思います。同一敷地内というのは、例えば建物が、特別養護老人ホームが別棟にこうやってあった場合は、建物が違いますので同一敷地内というようなところの解釈だと考えております。

（諏訪）そうしますと、いわゆる例えば特養施設の管理者と、それから建物が離れた敷地内にある訪問介護の事業者の管理者、これは兼務できると、そういうことでいいのでしょうか。

（介護保険課長）訪問介護は地域密着ではないので、今回の制度の条例の外にはなると思いますが、基本的には今の同一敷地ということですので、例えば今回の条例にのっとったそれぞれの事業所があった場合は、同一敷地内ですので、そういった兼務が可能というような認識でございます。

（諏訪）そうしますと、介護ですと施設介護と訪問の介護というのはやはり随分と内容が違うように感じるのですが、そのようになったときの影響というのはどのようにお考えですか。

（介護保険課長）基本的に今回の条例改正全般で影響がない場合にしかできないので、影響があるという認識した場合は基本的には兼務ができないというふうに考えております。

（諏訪）では、説明資料の25ページで、ウのところなのですけれども、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合というふうに書かれておりますけれども、いわゆる医療行為、看護師さんがいて、たんの吸引をしたりというようなこと以外にという意味なのでしょうか。対応可能な医療の範囲というのは、例えばどういうことなのかを伺います。

（介護保険課長）文言で対応可能な医療云々というのは、現場は常にいろんなものがありますのでなかなか難しいですけれども、やはり現場の看護師さんとかで対応が難しい医療行為が発生した場合のことを想定していると思います。

（諏訪）そうしますと、協力医療機関というのは大体どの施設も持っているらっしゃると思いますけれども、その医療機関等の連携体制を構築する見直しを行うというふうに出ておりますけれども、これはそうしますとそういう会議を持ちながらということによろしいのでしょうか。

（介護保険課長）もちろん今までも協力医療機関と各施設につきましてはもう連携されているということが大前提であるのですけれども、新型コロナ等の状況もありましたので、今まで以上に連携を密にさせていただいて、連携体制を構築していただきたいというような趣旨だというふうに認識しております。

（諏訪）そうしますと、議案第29号のほうなのですけれども、これは指定居宅の介護支援事業ということなのですが、利用者の数、ケアマネが要するに担当する利用者の数が35人というのが決められておりますけれども、介護予防の指定も受けている事業者であれば49までと、そういうことによろしいのでしょうか。

（介護保険課長）49というのはケアプラン連携データシステム、もしくは

は事務職員が所在している、事務職員を置いた場合に49までなれますので、全部が全部49になるということではございません。

（諏訪）事務職員という、その位置づけはどのようになっていますか。

（介護保険課長）基本的にケアプランとかこのような事務、例えば国保連合会にデータを送付したりとか、例えば事務のやり取りをするような形の、介護支援専門員ではない、通常事務職員というふうに認識しております。

（諏訪）現在鴻巣市内の居宅介護支援事業者で、ケアマネ事業所において専任の事務職員を置いているところなどはあるのでしょうか。

（介護保険課長）なかなか全てが全て、30事業所全て確認しているわけではないのですが、比較的大きなところはそういった事務職員等もたしかいたようなふうに認識はしております。

（諏訪）先ほど前任者も介護の現場は本当に大変なのだというこのお話が出ましたけれども、やはりケアプラン作成するということでは同じように大変だということを私もお声をいただいております。そういった中で持ち件数が増えるということ、マックスが示されることで、今のこの人手不足の中で、当然法に触れなければということで件数が増える可能性が非常に高いのですけれども、今実際には鴻巣市内の居宅介護支援事業者のケアマネが持っている件数というのは大体何件ぐらいなのでしょう。

（介護保険課長）細かくはちょっと存じていないのですけれども、当然在宅で介護サービスを使われている方につきましては、全ての方にケアプランが作成されているというふうに認識しております。

（諏訪）前任者が居宅介護支援事業者の数、推移を問合せされていましたが、あまり増えていないと、大体横並びだと思いますが、実際にはプランの件数そのものはこの間どうだったのか伺います。

（介護保険課長）要介護認定者数も増えておりますので、必然的にそれに基づいて在宅の方のケアプランも増えているだろうということは想定されます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第26号……これ全部件名言ったほうがいいのですよね。

(委員長) 26から29まで一つ一つ採決をしますので、一つ一つ。26からまず、26、27と言って。

(西尾) 反対討論は、まとめてでも大丈夫でしょうか。

(委員長) 続けて26、27、28、29とやってください。反対の議案について、続けてください。

(西尾) では、議案第26号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、そして議案第27号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第28号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第29号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に対し、一括して反対討論をさせていただきます。

介護、医療現場における身体拘束については、最高裁も違法であると判決を出しております。介護事業者による身体拘束を防ぐ取組として、人権に配慮した改正であると認識しています。しかし、特に小規模居宅介護事業者には、改定に対応するための事務作業が非常に多く発生します。現在介護業界も人手不足が深刻化しています。公益財団法人介護労働安定センターの2022年の実態調査では、訪問介護員の83.5%、施設などの介護職員の69.3%が不足しているとの結果が出ています。また、訪問介護に従事している人自身も高齢化しており、小規模事業者では今回実施

が義務づけられる取組に対応するのは容易ではない。むしろ事業を圧迫し、小規模事業者は事業を継続できない、そのような声も聞かれています。現在介護業界では、大手企業の参入、そして業界内の再編が非常に早さで進んでおります。今回の改正は、地域で頑張っている小規模事業者を一層苦しめ、地域の介護の質を上げるどころか事業の崩壊を招きかねないと思われます。

以上のことから議案第26号、第27号、第28号、第29号に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第26号、27号、28号、29号に反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改定は、人員の配置基準を緩和する条例改定だと思います。利用者の人権、働く人の人権が守られないような内容となっていることから、反対といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第26号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 0 8 分)

_____ ◇ _____

(開議 午前 1 1 時 2 3 分)

(委員長) 休憩前に続き会議を開きます。

次に、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 0 分)

_____ ◇ _____

(開議 午後 1 時 2 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正の申出がありましたので、許可いたします。

（介護保険課長）再開後の貴重なお時間、申し訳ございません。発言を訂正お願いいたします。

午前中説明いたしました議案第25号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例についてで、私がお説明させていただいたところの中で「第8期でこの区分の方々の国標準は0.75となっておりましたが」という説明をするところを「0.5となっておりましたが」と説明してしまいました。正しくは、「第8期でこの区分の方々の国標準は0.75」、0.75が正しい数字でございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

（保育課長）大変申し訳ございませんが、2点ほど訂正のほうお願い申し上げます。

1点目は、議案第24号の西尾委員の質疑の答弁について、特定教育・保育施設の施設数について「13か所」と申し上げましたが、こちらのほうは民間保育園の施設のみということで、正しくは公立保育所を含めまして「20か所」となりますので、おわびして訂正申し上げます。

もう一つ、2点目につきましては、補正予算の説明において15ページの中ほど、保育所等物価高騰対策給付事業補助金の説明についてなのですが、「これは」の以降につきまして「補助基準に該当しなかった施設について実績に合わせて減額したことにより、県補助金を減額するものです」と申し上げましたが、正しくは「9月に実施した補正分については、補助基準に該当しなかった施設があったため、減額となりましたが、12月の補正分に係る県補助金を計上したため、県補助金を増額するものです」という言葉に変更になります。おわびして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上です。

（こども応援課長）私は、議案第37号の補正の予算の中、27ページです。上から3段目、「ひなちゃん子育て応援基金積立金」のところを「ひなちゃん子育て応援積立金」と言ってしまいました。おわびして訂正お願いいたします。失礼いたします。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分の執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（西尾）では、議案第37号につきまして質問をいたします。

1つ目ですが、31ページの福祉課の生活保護扶助事業についてです。これあしたの議案第41号の質問通告に入れているのですけれども、今日質問をさせてください。直近3年間の申請件数と給付決定件数の推移、それから扶養照会の件数をお伺いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

生活保護の申請件数、令和3年度末の数字です。123件。令和4年度末156件、令和5年度は令和6年1月末時点になりますが、110件。月平均で申しますと、令和3年が10.25、令和4年度末が月平均13件、令和5年度が月9.1。それと、決定件数ですが、令和3年度末が96件、令和4年度末が125件、令和5年度は令和6年1月末時点ですが、113件。それと、扶養照会の件数ですけれども、これ令和3年度はちょっと統計を取っておりませんで、令和4年度末から申し上げます。令和4年度末が66世帯、令和5年度、令和6年の1月末時点ですが、48世帯。

以上です。

（西尾）今答弁いただいた中で、申請件数が令和5年1月末で110件で、決定件数が113件で間違いないでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）数字的には間違っておりません。申請から決定をするまでに期間を要しますので、年度をまたいだりしますので、統計的にはこの数字で間違いはありません。

以上です。

（西尾）分かりました。では、扶養照会についてなのですけれども、令和4年が156件の申請に対して66世帯の扶養照会、そして令和5年が1月末時点で110件の申請件数に対して48世帯の扶養照会となっておりますけれども、これはいわゆる水際作戦ではないのでしょうか。それには当

たらない認識なのかお伺いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

扶養照会については、きちんと基準というか、国のほうからも通知のほうも出ておりますが、扶養が扶養照会をしても困難な方については扶養照会をしない場合がございますので、水際というか、逆にこちらは丁寧に傾聴しておりまして、扶養を見込める方に対して照会をかけているところではあります。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。33ページの新型コロナウイルスワクチン接種推進チームの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金についてですが、この内訳、新規の方や再申請の方がいらっしゃるかと思いますけれども、内訳について伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）お答えいたします。今回健康被害給付金につきまして補正予算で計上させていただきましたのは、既に新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定されている方2名、それから新たに認定された方1名、合計3名分の給付金を支払うものとなっております。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。39ページ、教育総務課になります。小・中学校適正規模及び適正配置事業の委託料、これ川里地域の小中一貫校についてとお伺いしております。基本構想・基本計画策定業務委託料、これ入札による減額、請負差額というふうに説明がありましたけれども、詳細についてもう少しお伺いします。

（教育総務課長）こちらにつきましては、入札ではなく公募型プロポーザル方式による随意契約で業者決定をしております。昨年、令和5年の1月に実施の公表をいたしまして、2月の下旬にプレゼンテーションを実施し、3月の24日に契約をしているものでございます。応募数なのですが、3者から応募がございました。

以上です。

（高橋）それでは、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第

11号)、27ページ、こども応援課、次世代育成・子ども子育て支援事業、こちら子どもの貧困対策推進計画策定調査業務委託料、こちらこども大綱が来なかったということでやらなかったというご説明いただきましたが、今回こども大綱来ました。この調査というところはやらなくなったという認識でよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) 令和5年度に予定しておりました今回の子どもの貧困対策のニーズ調査なのですけれども、これは令和6年度に行います。令和6年度に子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画の策定に向けて小学5年生、中学2年生とその保護者、高校生を対象に、子ども・若者生活実態、子どもの貧困の状況及び支援に関するニーズ調査を実施予定であります。この中で貧困のニーズ調査を行っていきます。以上です。

(高橋) そうしますと、今のご説明だと、その中にこの調査が入っているという認識でよろしいでしょうか。

(こども応援課長) そのとおりでございます。以上です。

(高橋) そうしましたら、その下の子育て支援課、出産・子育て応援給付金支援事業、委託料、当初の予定よりも見込みよりも少なかったということのご説明がありました。こちらは、予定していた人数と、あと実際に相談数は何名だったかお伺いします。

(子育て支援課副参事) お答えします。当初の予定では妊娠8か月の面談希望者、1か月、月当たり8人から10人ぐらいと見込んで予測しておりましたが、実際4月から12月まで全体で23名希望がありまして、そのうち17名の方を面談しておりますので、それを3か所に割り振っているような実績となっております。以上です。

(高橋) すみません、確認です。今23名希望があって、17名の面談をされたというご説明だったのですけれども、合っていますか。ということは、されていない方というのは、こういった理由でされなかったのでしょうか。

（子育て支援課副参事）理由としてはケース・バイ・ケースかなと思いますけれども、面談希望があった方についてはお電話等で支援センターの職員、もしくは支援課の職員が対応しまして、様子を伺って、その上で面談の最終的な希望の有無を確認しております。

以上です。

（高橋）続きまして、41ページの教育総務課、みどりの校庭推進事業についてお伺いします。

先ほどご説明で真ん中のところだけ芝にしてというふうにご説明がありました。たしか小学校それぞれ全体になっているところと、真ん中になっているところとあります。先ほどちょっとお話の中で学校と協議をしてというふうなお話があったのですけれども、その協議の仕方というのですか、どういうふうに決められたのか、当初の予定よりも変わったという、その経緯をお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

学校のほうに希望を取らせていただきまして、学校の中で協議をしていただき、その希望どおりに施工しているような状況でございます。

以上です。

（高橋）そうしましたら、真ん中の部分と全体になっている部分というのはどのぐらいの割合になっていますか、学校、今。

（教育総務課長）今、校数でいうとお答えが、トラックの中になっているのが笠原小学校、東小学校、吹上小学校の3校でございます。それ以外は、トラックの外も含めて芝生化になっております。下忍小につきましては、トラックの中の一部、校庭の一部を施工しております。

（高橋）ありがとうございます。今学校のほうで協議をして決められたという話でしたけれども、その協議をされたというのは子どもたちの意見と保護者の意見等というのも反映されているのでしょうか。というのも、結構すごくこれ重要というか、子どもたちの中ではすごく重要みたいなのです。そういったところはこういった協議の仕方だったりとか、どういうふうに分けられたのかなというふうに思いまして、お伺いします。

（教育総務課長）申し訳ありません。具体的な学校内での協議の仕方についてまでは確認を取っていませんが、もちろん校内でのことになりますので、先生方も含めて子どもの声等も含めて反映しているのではないかと思います。最終的には学校の教職員の中で決定したものの要望どおりに市としては施工させていただいております。

（高橋）すみません、確認です。学校の芝生は、もう小学校これで全部終わったのですよね、たしか。まだ残っていますか。残っている小学校を教えてくださいませんか。

（教育総務課長）芝生化が残っている学校といたしましては、箕田小学校、田間宮小学校、今年度で閉校になりますが、常光小学校、大芦小学校、広田小学校、共和小学校でございます。

以上です。

（高橋）ということは、またこの工事の今回変更になった、途中からやらなくなったというふうになったわけですね。当初は全面にやる予定だったということですが、また次にどこかやる時というのも、そういったところをきちんと協議をした上で工事をされますか。

（教育部長）学校の芝生化というのは、あくまでも学校の希望により実施するものなのですけれども、どこの範囲をやるかというのはやはり学校内でお話をさせていただいて、トラック内にやるのか、全面やるのかというような、そのときの学校の校長先生の中で、学校での話の中で決まるわけですが、トラックだけにしたいというのは、例えば走るときの走路が芝生だと雨の後滑ったりするとか、いろんな教育的な考えが、校長先生方で違うことがあるので、そういうところでトラック内か全面でやるかというのがまず違いがあるのと、あとは先ほど申し上げたとおり、やりたいかといいますか、芝生化にするかしないかというのはあくまでも学校の希望で、その後の維持管理団体がちゃんとそろっているかどうかというところも大きな要素になるかというふうに思います。

（高橋）分かりました。そうしましたら、では増えるということはないということですね。やっぱりこっちももっとやりたいとかということも、予算上変更がそんなにころころ変わるものなのかなと思って、ちょっと

確認をしたのですけれども、大体多めに全面をやるという中で予算を取っていて、あとは学校のほうで協議をしてもらって、予算が減ることがあるという認識でよろしいですか。

（教育総務課長）委員のおっしゃるとおりです。

（芝寄）歳出のほうの43ページお願いします。小学校施設改修事業、確定により減というふうに説明を受けているのですけれども、こういうのって事前調査で見積り等、概算等取っているのかなというふうに予想されるものなののですけれども、その時点でどうしてこれだけの大きな金額が減になったか、もう一度ちょっとご説明をお願いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、設計については前年度に設計をしておりますので、その設計を基に工事費については積算をさせていただいております。最終的には入札になってきますので、執行残ということで残っている形です。

以上です。

（芝寄）今回の補正、3月なのでマイナス補正がたくさん出てきているのは仕方ないと思うのですけれども、私も大きいので1つずつ聞こうかなというふうに項目挙げて持ってきたのですけれども、全部通してちょっとお聞きしたいのですけれども、結構、中には読めないような数字の中の予算組みというのは当然分かるのですけれども、先ほどの説明の中で見込みより少なかったというのを非常にちょっと多く耳にいたしました。多く予算組み取るのは、安全牌みたいな形でそれはいいのかなと思うのですけれども、その分ほかの部署、ほかの部なんかでも削られて、もっと欲しいところもたくさんあると思うのです。これだけたくさんマイナス補正があって、相当な金額だと思うのです。それが見込みより甘かったという理由だけでこれだけのマイナスが出てくるのは非常に市全体にとってマイナスなのではないかなと。もっとシビアな予算組み、もう当初予算来年度出ていますけれども、このような話、前もどこかで私したことあるのですけれども、もう少し厳しいしっかりとした見込みの当初予算というのは各部で練り上げないのでしょうか。これ誰に答えて

もらおうかなと思ったら各部長になるのかなと思うので、各部長、ちょっとその辺のご意見、どのような予算組み、本当に予算がなくて困っている課とかもいっぱいあるわけであって、これだけ簡単に何百万、何千万という金額がマイナス補正で上がってきて、本当に何かもったいないなと、市全体の予算組みの中でそういった部分で各部長、ここにいられる方、ちょっとご意見お聞きしたいなと思いますので、お願いいたします。

（教育部長）結構多かったのは光熱水費だったと思うのですが、光熱水費はやっぱり物価の高騰ですとか、光熱水費、特に電気代とかが上がっていたということもあって、当初予算を組む段階では各部、庁内的にはある一定の法則によって積算をして、全庁的に予算要求をしたところです。ただ、電気代については国の政策の中で支援、国のエネルギー庁が実施した電気・ガス価格激変緩和対策事業というのが今年度行われて、その影響といたしますか、その関係でかなり余ったといたしますか、そういうような形になっています。今回の減額補正については、通常ですとあまり大きな額を、減額というのは決算対応ですることがかなり大きいのですけれども、やはり財政的に、6年度予算を組むに当たってやはり委員のおっしゃるとおり厳しい中で、ここである程度お金を執行見込みがないものについては、今年に限っては細かい金額についても減額補正をさせていただいて、きっちりと計算するという財政的な考え方があったので。例年同じようにこういう形で出ていると思うのです。それは決算対応になっているので、9月のときに新しい、新しいというか、前年度の執行残が出ていて、それをまた例えば基金に積むとか、いろいろな方策があるかと思うのですけれども、そういうような状況で、今回ちょっと厳しめに細かい金額の減額補正をさせていただいたということです。

以上です。

（こども未来部長）こども未来部の予算に関しましてですが、私どものほうでは扶助費がメインということで、年度当初には例えば保育のほうで今回基本的に減額幅が大きかったのですけれども、前年度当初に各施

設に利用見込み等を確認しております。その要望を予算化して、年度が入ってからスタートして、少しずつ執行していくという中で、なかなかその額が固まらないというのが現状でございます。なので、どうしてもぎりぎりのところまで待って、3月になってから減額補正ということが非常に多いケースになっております。また、例えば一例でいいますと、こども応援課の計画、先ほど質問ありましたけれども、こども大綱が秋口になって遅くともという話があったものが、実際には年末まで待たされました。それから、執行ができないということで今回3月で落としているということで、落とすタイミングというのがやはりどうしても年度末のほうに寄ってしまうというのが実態としてございます。

以上でございます。

（健康福祉部長）施設で設計が入るようなものについては、きちんと設計で積算をしまして入札をかけますので、入札でどこまで落ちるかというのがありますので、中には大きな金額が残となる場合もありますので、それは設計に従った予算計上をしておりますので、仕方がないのかなというか、こちらとしてはありがたい。大きな金額については3月なりで補正減をしてきちんと財源を確保する、他の事業の財源を確保するというふうには努めております。あとは、今回予防接種の費用の残が出ていますけれども、これは主に子宮頸がんワクチンの接種についてPRを十分にしましたので、その方たちになるべく接種を受けていただきたいたいというところで予算は確保したのですけれども、思ったほど伸びなかったという現状はあります、ちょっと残念な結果ではありましたけれども。それも含めて、積算についてはできる限り詳細にきちんと積み上げていくようには努めたいと思います。

以上です。

（潮田）それでは、6ページの、これ私が聞き落とただけなのかもしれないのですけれども、繰越明許費補正の変更のほう、追加ではなくて変更のほうで、この民生費、社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰生活者追加支援給付金支給事業の、これはどの部分でのところなのか確認をしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

まず、今回補正で繰越しの変更を出させていただいたところの部分は、事業費、要は給付費のところの部分と、それに係る事務費のところの部分、両方繰越しで変更させていただいております。

以上です。

（潮田）そうしましたら、17ページのこども応援課、ひなちゃん子育て応援寄附金、これはふるさと納税のほうから入るということ。全体にふるさと納税、今回すごく少なかったのかなというふうに思っているのですけれども、これについては何か使いたいということが確定していて、それでこの金額を課としては要求をしたからこういうふうに入ったということになるのでしょうか。

（こども応援課長）ふるさと納税のほうは、お金のほうは総合政策課のほうから振り分けが来ておりまして、その中でこの金額ということを示されました。（P.49発言の訂正あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時57分）

（開議 午後1時58分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども応援課長）失礼しました。先ほど総合政策課からの振り分けと言いましたが、それを間違いということでおわびして訂正させていただきます。よろしくお願いします。

内容は、ひなちゃん子育て応援寄附金なのですが、当初予定していたのが50万円の金額だったのですけれども、それに対して寄附金がありまして、寄附金が入ったことによって寄附金の合計が112万8,000円入りました。その差額ということで、今回補正で62万8,000円とさせていただきました。

以上です。

（潮田）分かりました。

次、27ページなのですけれども、先ほども前任者のほうでも質問されて

おりましたけれども、子どもの貧困対策推進計画策定調査業務委託料、これにつきましては令和6年度のほうでやるということではありますが、今回補正でこの分が減額になる、地域子供の未来応援交付金が150万円減額になっておりますけれども、令和5年度におけるこの地域子供の未来応援交付金の使途内容と、あわせまして、令和6年のほうではこれが入るわけですが、使途内容が幾つか項目があったかと思うのですけれども、その項目を確認をしたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時00分）



（開議 午後2時01分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども応援課長）失礼しました。地域子供の未来応援交付金のメニューについて説明させていただきます。

令和5年度なのですけれども、4つありまして、1つが（1）実態調査・計画策定、（2）子供等支援事業、（3）つながりの場づくり緊急支援事業、（4）新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業で、先ほどの計画のほうはどの部分かというと、一番最初の（1）の実態調査・計画策定、このところから計画のこの補助金をもらうためにここを利用したということになります。そして、令和6年度の地域子供の未来応援交付金のメニューなのですけれども、これは3つとなっておりまして、1つ目がつながりの場づくり緊急支援事業、2つ目が新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業、（3）で食の提供重点支援事業となっております。ということで、計画の内容については、地域子供の未来応援交付金のメニューからは6年度は外れるようになっております。

以上です。

（こども未来部副部長）先ほどの説明の中なのですけれども、令和5年度の当初予算を組む段階では、計画の部分が地域子供の未来応援交付金の中に含まれていたのですけれども、実際に5年度になってみたときに

は計画の部分がちょっと外れているような形にはなっております。なので、実際には令和５年度から地域子供の未来応援交付金というのが、つながりの場づくり緊急支援事業と新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業と食の提供重点支援事業という３つの項目になっております。ただ、予算を組む段階のときには、計画がこの地域子供の未来応援交付金の中に含まれているような形で予算組みはされている形になっています。

（潮田）そういたしますと、今回補正のほうでは地域子供の未来応援交付金を使っているものはやらないけれども、その事業は令和６年度にやるけれども、そのときにはこの地域子供の未来応援交付金ではなく、一般財源でということですか。ではなく。

（こども未来部副部長）令和６年度は、こども政策推進事業費補助金を活用させていただいて計画のほうをつくっていきたいと思っております。

以上です。

（潮田）そうすると、国からの交付金名とかは違うけれども、一般財源ではなくできるということでしょうか、10分の10でよいということでしょうか。

（こども未来部副部長）上限300万円の、2分の1となります。

以上です。

（潮田）そうすると、令和５年度においては鴻巣市でこの地域子供の未来応援交付金を使っていたのは、コーディネーターも入っていたと思うのですが、コーディネーターはこの中の５年度の方であるとつながりの場のほうの予算でだったのでしょうか。すみません、先ほど４つ示されましたけれども、その４つの中で鴻巣市が使っていたのはどの部分の項目で使っていたのか、確認です。

（こども応援課長）地域子供の未来応援交付金ですが、５年度に使っていたのは（１）のつながりの場づくり緊急支援事業、ここでコーディネーター配置のための予算として使わせていただきました。それと、（３）に食の提供重点支援事業ってあるのですが、こちらで子ども食堂

等の応援金として利用させていただきました。（P.52発言の訂正あり）

（潮田）すみません、ちょっと今答弁、私、今5年ではどうだったのかと聞いているので、今の答弁だと6年の今説明していませんか、違いますか。

（こども応援課長）今5年。

（潮田）先ほど5年のほうで4種類、6年のほうで3種類で、今の答弁は6年のほうが（1）つながりの場というふうに言っていたと思うのですけれども、違いますか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時07分）

（開議 午後2時08分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども応援課長）先ほどの答弁を訂正させていただきまして、もう一度答えさせていただきます。

地域子供の未来応援交付金、5年なのですけれども、2つの事業のところから利用しています。1つがつながりの場づくり緊急支援事業というところから、コーディネーター配置のための予算とさせていただいています。それと、もう一つが食の提供重点支援事業の中で、子ども食堂等応援金を利用させていただいています。

以上です。

（潮田）ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時08分）

（開議 午後2時09分）

（委員長）休憩前に続き会議を開きます。

（潮田）分かりました。ありがとうございます。ここから先は、また新年度の予算のほうになりますので、あしたのほうにしたいと思います。

27ページの今のその少し下、子育て支援課のところの伴走型支援業務委

託料、これは利用者が少なかったためということでありましたけれども、実質的にはこれは内容はこういったことを用意していて、少なかったというのは周知が足りなかったのか、妊産婦さんにとってのニーズと少し違っていたということなのか、ちょっと理由として考えられるものがあるればお願いいたします。

（子育て支援課副参事）妊娠8か月アンケートの部分でよろしいでしょうか。妊娠8か月アンケートにつきましては、妊婦さん全ての方についてアンケートをまず通知をお送りしております、お答えについては電子アンケート、電子申請のシステムを使ってお答えをいただいております。アンケートの返信については、81%平均ぐらいになっているのですが、未返信の方については追いかけて電話等を差し上げておまして、その中で心配事ありの内容としては、体調不良ですとか仕事や経済面の心配事などをお聞きして、その場でアドバイスなどをお返ししている状況になります。

面談につきましては、確かに当初想定していたものとは、人数には達していないのですが、妊娠届出のご案内のときに面談もできますし、伴走して相談支援をしてまいりますということは時間をかけてご説明をしておりますので、その中で現状こういった数字になっているのかなと捉えております。

以上です。

（潮田）関連でありますけれども、33ページ、子育て支援課、母子健診事業のほうでも、これも妊産婦健康診査委託料、見込みより少なかったということでございました。これが少なかった理由として考えられるものは何でしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

妊産婦健診の委託料につきましては、当初、予算上は過去5年間の母子手帳の発行の平均数を見込んで予算計上しておりましたが、実際には受ける方が基本的な妊婦健診、14回あるのですが、転入、転出とか、あとは妊娠の後半のときには早めに生まれてしまったりとか、そういうことで全員の方が14回受けることがなかなかないところもありまして、予算

のときは全員が受けるようなところで予算計上していたのですが、実際そういったことで予算想定していたよりも人数が少なかったということになります。

（潮田）そうしましたら、最後、教育のほうでお聞きいたします。

43ページの学校給食、これ小学校も中学校もですけれども、保護者負担軽減事業というのが、1食当たり25円というのがありますけれども、これ財源がコロナ対応地方創生臨時交付金が入った、これの使い方だったかと思えますけれども、この交付金がなくなったら、この事業はやらなくなるということになるのでしょうか、それを伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））交付金の関係なのですが、令和6年度は交付金があるので交付金を使いますが、今後7年度につきましてはどうなるか分かりませんので、同時並行で給食費の値上げは必要かどうかということで、そちらも協議をしながら進めていく予定であります。（P.59発言の訂正あり）

以上です。

（潮田）それが一番気になっていたところなのですけれども、今後恐らくコロナ対応地方創生臨時交付金（P.60「物価高騰重点支援交付金」に発言訂正）は今までのようには来ないかなというふうに思っておりますので、その計画をするとしたら、これ丁寧にやっていかないと、逆にせっかく今回25円の分をよくして、だけれども、無償化があちこちの市町村で増えている中で、保護者からのいろんな逆のブーイングが出てきてしまうのかなと思うのですけれども、そこについては今後いろいろ計画を考えているということによろしいのでしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））潮田委員のおっしゃるとおりで、そちらを慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）あと1点だけ、すみません。福祉のほうに戻るのですけれども、ページ数が31ページの福祉課の生活保護扶助事業の中の住宅扶助費のところであります。これって独り暮らしの生活保護の方が多くいらっしゃる。なかなか収入が少ない、年金が少なくて収入が少ないから施設に入

れないという方が多い中で、サ高住だとか比較的本来高いところに生活保護の方が行っていらっしゃるというのもあるのかなと思うのですけれども、実際何人ぐらいの方がサ高住だとか比較的高いところの高齢者施設に入っているというふうに考えていいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

実際に今、申し訳ありません、こちらの介護の施設に入られているほうは、こちらの住宅扶助のほうの支給ではなくて、介護給付費のほうの支給のほうでも来てしまう関係で、今件数はちょっと持ち合わせておりませんが、こちらの敷金を支給した件数でお答えをさせていただくのであれば、かかった敷金と施設に入られている敷金等はお答えができるのですが、そちらでご回答させていただくということによろしいでしょうか。まず、敷金のみ支給の実績ですけれども、令和3年度、41件、金額でいいますと541万9,425円で、令和4年度ですが、4年度件数が51件で、金額が605万6,802円で、令和5年度は、こちら12月末の件数になりますが、39件で585万3,978円です。

以上です。

（委員長）潮田委員、時間となっておりますので、当初予算のほうで。

（潮田）では、今この1個だけいいですか。

（委員長）それでは、あと1回でお願いいたします。

（潮田）すみません。今令和3年、令和4年、令和5年のを言っていたきました。これは敷金のものだから、これ全部累計していくということですよ。この令和5年が39件といっても、令和3年や4年や5年の方に足していく件数ということによろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

これは敷金の決定をした件数でありますので、委員おっしゃるとおり、今継続してかかっています。

以上です。

（諏訪）では、2点だけ質問させていただきます。

まず、31ページの健康づくり課でございます。先ほどもマイナス補正の件が出ましたけれども、委託料の定期予防接種委託料と風しん抗体検査

委託料、それぞれ違うものですが、この減額のいわゆる対象となる人数が何人だったのか、それぞれお願いいたします。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）
お答えいたします。

まず、今回の補正予算の積算なのですけれども、10月までの接種の実績数に過去の委託料の最高額、月額から積算した3月までの委託料の見込額ということで積算をさせていただいておりますので、人数との比較での積算ではないという形になります。実績としては数が出るのですが、今後の見込みは最大数という形になります。

以上です。

（諏訪）それでは、39ページの教育総務課でございます。前任者も質問されていましたが、小・中学校適正規模及び適正配置事業の、いわゆる川里小中一貫校の敷地となるところなどの算定だったと思います。プロポーザル方式でということなのですが、当初の予算が1,705万円で行った。大きく決定した金額が違うのは何だったのかをまず伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

こちらは、提案してきた金額が違っていたために当初の見積りよりは下がっております。提案してきた業者が示した金額が契約額だったということです。

以上です。

（諏訪）3者が応募してということでございました。たしか桂設計さんだったように思うのですが、3者でそれぞれ提示された金額はここで教えていただけますか。

（教育総務課長）お答えいたします。

業者名については、すみません、申し上げることはできませんが、2つ目の業者が1,188万円、税抜き額でございます。それから、もう一つ、3者目が1,309万円でございます。

以上です。

（諏訪）プロポーザルで公募をした際に、こちら当市においては1,705万

ということでございましたけれども、それぞれ応募してこられた会社が大体同じぐらいの金額で応募しておりますけれども、当市で積算をして公募をかけたときの金額の見込みの大きな違いというのは何なのでしょううか。

（教育総務課長） 答えいたします。

当初積算につきましては、３者から見積りを徴取して精査をしております。今回プロポーザルでの提案でございましたので、もちろんこちらの設計額については協議書の中で予定価格ということでお示しはさせていただいておりますが、最終的には業者のほうが提示してきた金額がこの金額だったということで、すみません、ちょっと理由については業者の考えかなと思うところがございます。

以上です。

（諏訪） 当市が積算をしたもの、それぞれ項目があったと思いますけれども、応募してきたそれぞれの事業者と大きく開いたところは何だったのかを伺います。

（教育総務課長） プロポーザルのほうは提案内容と、あと業務実績や価格点などで評価をさせていただいておりますが、提案してきた業者については、内容はもちろん評価のほうも高かったのですが、価格点につきましても金額の契約額を低く入れてきたといえますか、価格点でのアドバンテージを取りにきたというふうに捉えております。

以上です。

（諏訪） 今回執行残ということで減額なのですけれども、現在この基本構想、基本計画の策定というのはどこまで進んでいるのかを伺います。

（教育総務課長） 今年度中に完了という予定で今最終調整に入っております。市のほうに納品されるということです。

以上です。

（委員長） ほかに質疑はないですね。

（なし）

（委員長） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）について、反対の立場から討論いたします。

川里地域小中一貫校の基本構想・基本計画策定業務委託料が含まれております。地域の小規模校を大切にすべきとの立場から、本市で進められる適正規模、適正配置の計画に反対しております。したがって、本議案に反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）議案第37号に対して反対の立場で討論いたします。

私も前任者と同じでございます。教育総務課の当初予算1,705万円の小・中学校適正規模及び適正配置事業の執行残ということで掲げられた補正予算でございます。小中一貫校に関して、地域の住民の方々から納得がいかないということが大変意見として出ております。そういった中で進めていく事業であることを指摘して、反対といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時26分）

◇

（開議 午後 2 時 4 0 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正の申出がありますので、許可いたします。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））申し訳ありません。

発言の訂正をお願いいたします。

先ほど潮田委員からご質問がありました件に関しまして、すみません、令和 6 年度実施予定の物価高騰分についてのお答えをしてしまいました。申し訳ありません。実際補正予算につきましては、学校給食費保護者負担軽減事業と学校給食費の多子世帯保護者負担軽減事業ということで、財源内訳更正ということでこちら載っているものです。

では、すみません、お答えさせていただきたいと思います。学校給食費保護者負担軽減事業につきましては、新型コロナ交付金を使って給食費の免除等を行ったところでございますが、こちら 2 学期のみの事業実施という形になります。

続きまして、多子世帯保護者負担軽減事業につきましては、現在 3 学期、実施を行っているところでございます。こちらにも新型コロナの交付金を使っておりますが、来年度につきましては一般財源で実施をする予定となっておりますので、令和 6 年度の当初予算のほうに計上させていただいております。来年度、物価高騰分の補助ということで、こちら国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、1 食当たり 25 円の補助をする予定となっております。大変申し訳ありませんでした。以上です。

（委員長）ただいまの訂正についてはご了承願います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 4 2 分）

◇

（開議 午後 2 時 4 3 分）

（委員長）休憩前に続き会議を開きます。

（潮田）43 ページのところの質問のときに、本来であれば「物価高騰重

点支援交付金」というふうに言わなければならないところを「コロナ対応地方創生臨時交付金」というふうに申し上げた点がございました。それについては訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。何かありますか。

（潮田）今のところ、先ほど教育総務課長が理振法、理振法と言っていたのですが、理科教育振興法というふうに訂正をしたほうがよいかなと思ひまして。

（委員長）いや、まだ休憩にしていらないです。

（教育総務課長）申し訳ございませんでした。「理振法」と申し上げてしまいまして申し訳ございません。「理科教育振興法」でございます。おわびして訂正いたします。どうもありがとうございます。すみません。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の件につきましては委員長に一任願います。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

（散会 午後3時57分）